



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
代 表 者 取締役社長 依田 誠
(コード番号 6674 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 広報室長 西田 啓
(TEL. 075-312-1214)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 5 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下、「決済合理化法」という。)の施行に伴ない、現行定款に以下のとおり変更を行なうものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款規定を廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除するとともに株券に関する文言の削除および修正を行なうものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴ない、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行なうものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④ 上記のほか、条文の削除に伴なう必要な条数の繰上げおよび文言の整備等所要の変更を行なうものであります。

(2) 法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役の選任および当該選任の決議が効力を有する期間に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日

以 上

【別紙】変更定款の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略) ② 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券は発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～ 3. (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第30条 (条文省略) (選任)</p> <p>第31条 (条文省略) ② (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第45条 (条文省略) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条～第29条 (現行どおり) (選任)</p> <p>第30条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第31条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>